

令和4年度
(2022年度)

財政援助団体等監査報告書

箕面市監査委員

財政援助団体等監査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち財政援助団体等監査監査計画及び令和4年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

一般財団法人 箕面市医療保健センター

＊出資団体

＊箕面市立医療保健センター（以下「医療保健センター」という。）、箕面市立医療保健センター分室（豊能広域こども急病センター）（以下「こども急病センター」という。）の指定管理者

4 監査の日程及び実施場所

令和4年12月9日から令和5年2月2日まで

医療保健センター、こども急病センター、監査委員事務局

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

本市が行った財政援助等に係る出納その他の事務が、出資の目的、指定管理の目的に沿って、法令等に基づき適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として実施した。

実施に当たっては、対象団体から財務関係書類及び指定管理業務関係書類の提出を求め、これを確認するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて安全性の確保にも留意し、対象団体の職員に対して質問し、説明を求め、対象団体が出資目的に沿って適切に運営されているか、指定管理施設を適切に管理運営しているかを見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和5年2月2日に医療保健センター及びこども急病センターを視察するとともに、対象団体からの説明と監査委員からの質疑応答の機会を設け、対象団体の職員から弁明、見解等を聴取した。

7 監査の結果

(1) 出資団体の概要

箕面市医療保健センターは、箕面市、箕面市医師会、箕面市歯科医師会、箕面

市薬剤師会からの出捐により昭和56年3月に財団法人として設立され、公益法人制度改革により平成26年に一般財団法人に移行した。「健診事業」(医療保健センターの指定管理)、「こども急病診療事業」(こども急病センターの指定管理)、公益目的支出事業として「特定寄附事業」を行っている。なお、こども急病センターは、豊能地域4市2町(箕面市、池田市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町)の協力により設立されたものである。

(2) 指定管理の概要

名 称：医療保健センター

業務の概要：保健センターにおいて、総合健康診断、各種がん検診、特定健康診査等の保健事業の実施

予防歯科センターにおいて、子どもを対象にした定期検診、フッ素塗布等の事業、成人を対象にした歯科検診等の事業などの実施

名 称：こども急病センター

業務の概要：豊能地域住民の小児救急医療に対するニーズに対応するため、一次救急医療機関として、夜間、日曜・祝日及び年末年始に小児救急患者の診療の実施

(3) 監査の結果

出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり一部で是正等を行うべき点が見受けられた。

A 共通

委託契約について、契約書の一部に所在不明のものがあったので、契約書の管理方法を見直されたい。

B 医療保健センター

委託契約について、自動更新の限度を超えていたが自動更新されているものと誤認し、新しく契約を締結していなかったものが見受けられたので、所管の契約の内容を改めて確認されたい。

C こども急病センター

診療料金について、箕面市立医療保健センター条例第8条に規定する利用料金かどうか、当方では疑義を持っていたが、その後、健康福祉部地域保健室の定期監査の際に利用料金であるとの回答を得たので、今後は市(担当：地域保健室)と協議のうえ、同条に基づく利用料金の公表等の手続を行われたい。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋二郎

監査委員 田中 真由美